

お客さま各位

令和 2 年 4 月 17 日
SMTコンサルティング(株)／税理士新田
税理士 新田 哲也

新型コロナウイルス対策による業務体制の見直しについて

桜散る候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 1 2 月に中国にて発生した新型コロナウイルスの猛威はいまだ日本全国に続いており、九州も毎日感染者が増加し、昨日全国に緊急事態宣言が出されました。

当事務所では、人の移動や接触はできる限り制限し、感染者やクラスターにならないように最大限の配慮が必要と考え、お客様および職員の安全と感染拡大防止のため、事務所業務をリモートワークとし、以下の措置を行いたくお客様にご理解賜りたくお願いいたします。

- 1. 職員の勤務体制を隔日勤務、テレワークの交代制とし、通勤中・勤務中のリスクを軽減する（新田は毎日入社します）。**
- 2. 訪問監査業務につきましては、お客さまと個別に調整を図る。**
- 3. 明日より令和 2 年 5 月 8 日（金）までとしますが、延長の可能性があります。**

なお、当事務所の勤務時間は変わらず平日 8 時 30 分から 17 時 30 分（12 時から 13 時は昼休憩）となっており、担当職員不在についても本人と連絡は取れる体制をとり、リモートワーク（TKCに保管しているお客様のバックアップデータを利用する）により業務に支障がないようにいたします。また、万が一当事務所に感染者が発生した場合は事務所を 2 週間閉鎖するなどの感染拡大防止の措置に移行する所存でございます。

各お客さまにおかれましては、新型コロナウイルスの影響による収益減、雇用の継続などの心配が山積みと存じます。政府等による支援策の最新情報を当事務所のホームページに掲載するとともに、担当者を通じて個別に情報をお届けします。何かございましたら遠慮なくご相談ください。

<https://smt-c.jp/>

（新型コロナウイルス緊急資金繰り対策コーナー政府等の企業向け支援策一覧）

SMTコンサルティング(株)で検索してください。

以上